

小型除雪機購入費の 補助制度をご利用ください

家庭用として使用する除雪機械の購入に対して補助金を交付いたします。

●対象機械：新品の家庭用小型除雪機

（中古機械、農業用機械のアタッチメントは対象外となります。）

●対象要件：①市内に住所を有する個人。

②市税・水道料金等の滞納がないこと。

③市内の小型除雪機械販売事業所から購入すること。

※購入後、除雪機械を7年間継続して使用することが条件となり、売却・譲渡・処分することは原則できません。（ただし、やむを得ない事情により処分する場合は届出が必要になります。）

●補助金額：購入経費の10分の1以内（補助限度額50,000円）

補助金交付の流れ

- | | |
|-------|--|
| ①交付申請 | 購入前または購入した年度の3月10日までに必要書類を添付して建設課に申請書を提出してください。
【必要書類】購入見積書又は領収書に準ずる書類の写し、カタログの写し、同意書（市税等の滞納状況確認への同意） |
| ↓ | |
| ②交付決定 | 申請書類を審査し、決定通知書を交付します。 |
| ↓ | |
| ③購入 | 購入前の場合は年度内に除雪機械を市内の販売事業所から購入します。 |
| ↓ | |
| ④実績報告 | 機械の購入後、必要書類を添付して実績報告書を提出してください。
【必要書類】購入機械の領収書又はこれに準ずる書類の写し（申請時に添付していれば不要）、購入機械の写真
※購入後10日以内又は3月15日のいずれか早い日までに行ってください。 |
| ↓ | |
| ⑤請求 | 交付申請時と実績報告時の金額が変わりなければ、請求書を提出してください。
【必要書類】請求書、振込口座を確認できるものの写し（通帳の写し） |

※交付決定後、申請内容の変更又は申請取下げをする時は、別途「変更承認申請」「取下げ届出」を行う必要があります。

※申請書類や補助金交付要綱等は、村山市公式ホームページ「<https://www.city.murayama.lg.jp>」よりダウンロードをすることができます。また、市役所建設課にも用意しておりますのでご利用ください。

お問い合わせ先：村山市建設課維持係（電話55-2111：内線235・236）

申請書受付先：村山市建設課又は各地域市民センター窓口